

第 30 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 4 年 12 月 9 日（金）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 南阿蘇村庁舎 2 階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1 番 安達 英二 | 2 番 後藤 操 | 3 番 岩本 孝之 | 4 番 友岡 康幸 |
| 5 番 山室加智子 | 6 番 片山 雅雄 | 7 番 興梠 正信 | 8 番 古澤 勝康 |
| 9 番 佐藤 久康 | 10 番 興呂木和也 | | 12 番 浅尾 継也 |
| 13 番 長崎 愛 | 14 番 大塚 恭徳 | 15 番 犬塚 久子 | 16 番 長野 秀輝 |
| 17 番 増田 生志 | 18 番 野田 政輝 | 19 番 渡邊 和徳 | |
- 欠席委員 11 番 長崎 花子
4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 議案第 4 号 経営基盤強化促進法許可申請について
 - 議案第 5 号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書の熊本県知事への提出について
 - 議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
5. 事務局職員
- | | |
|-----|-------|
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 主 幹 | 藤野 貴洋 |

6. 会議の概要

発言者	内 容
次長	<p>皆さんおはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。それでは、もうすでに皆様お集まりになっておられますので総会の方を始めさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、本総会開催にあたりましてご報告を申し上げます。委員総数 19 名、出席委員 18 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立をご報告致します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を出席者全員で唱和致します。皆様ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 30 回南阿蘇村農業委員会総会を開催致します。今回の農業委員会憲章の指揮は 5 番 山室委員、6 番 片山委員にお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
次長	<p>はいありがとうございました。本日は局長が進行するところではありますが、本日は議会出席の為局長が不在でございます。代わりに私が進行をしていきたいと思っております。それでは本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>

会長	皆さんおはようございます。 それでは着座にて議事進行に当たらせていただきます。
議長	只今から第 30 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 5 番の山室委員、6 番の片山委員を指名します。
議長	議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。 番号 2：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与となっております。 番号 3：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 賃借権設定の 5 年となっております。 番号 4：譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の贈与と なっております。 以上、ご審議お願いします。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
3 番	議案第 1 号 1 番につきまして 3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受人、記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は顔見知り今回所有権移転贈与の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
6 番	議案第 1 号 2 番につきまして 6 番の片山が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人の夫と夫婦で新規就農されている担い手農家です。この度近くの農地を所有権移転贈与という事で話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひします。
13 番	議案第 1 号 3 番につきまして 13 番の長崎が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は夫婦関係であります。以前から申請の土地を使用されておりましたが、今回正式な契約を結ばれ、賃借権設定 5 年ということで話が出来ております。何ら問題は無いと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。

12 番	議案第 1 号 4 番につきまして 12 番の浅尾が説明致します。譲渡人、譲受人、議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は兄弟関係であります。今回、所有権移転の贈与ということで上がっております。何ら問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。 (異議なし) 議案第 1 号農地法 3 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 1 号は原案どおり可決致します。
議長	続きます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	はい朗読を致します。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について番号 1: 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は個人住宅となっております。
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
13 番	議案第 2 号番号 1 番について 13 番長崎が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。申請人が個人住宅を新築される計画で今回上程した次第です。排水同意もあり何ら問題ないと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。
議長	はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。 (異議なし)
議長	ありがとうございます。議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 2 号は原案どおり可決致します

議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について番号1:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は賃貸用戸建て住宅、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 [REDACTED] 転用目的は個人住宅で、契約の種類は転用所有権移転有償となっております。</p> <p>以上ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
3番	<p>議案第3号番号1番について3番岩本が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。</p> <p>場所は旧スタンレーの東側の村道から上っていった場所で、申請地周辺は住宅が集まる集落であります。この度遊休農地を有効活用されるということで賃貸戸建住宅が計画されているようです。転用所有権移転の有償ということで、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
18番	<p>議案第3号番号2番について18番野田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況については議案書記載のとおりです。譲受人は村外にお住まいでしたが、この度村内に個人住宅を建てられるということで申請があがっております。申請地は両親の住宅近くでもあり計画が上がりました。排水同意もあり、転用所有権移転有償ということで、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法による許可申請について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED]</p>

使用貸借権の5年です。
番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年の相続権者同意書有です。
番号8:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年の相続権者同意書有です。
番号9:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年の相続権者同意書有です。
番号10:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号11:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号12:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の5年です。
番号13:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の10年です
番号14:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 使用貸借権の10年の相続権者同意書有です。
番号15:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED]
[REDACTED] 賃借権設定の10年です。
番号16番から番号18番は再設定の案件になりますので省略致します。
番号19から番号22まではすべて立野地区の基盤整備事業に関する農地中間管理事業で、譲渡人から熊本県農業公社を経由し譲渡人ご本人へ、自分から自分へ使用貸借するという形態をとった、同じ案件ですので代表のみ朗読させていただきます。

番号 19:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 農地
中間管理機構 集積一括方式の 10 年です。外番号 22 まで計 4 件 計 9 筆の 11,315
㎡ となっております。

以上、新規案件 19 件 再設定案件 3 件 ご審議よろしくお願い致します。

議長 ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いしたい
と思いますが番号 14 は農業委員の案件ですので先に審議し退席を求めます。

(19 番退席)

18 番 議案第 1 号 14 番につきまして 18 番の野田が説明致します。譲渡人、譲受人、議
案書記載のとおりでございます。譲渡人は高齢に伴い農業は出来ず、この度譲受人
と小作の話がまとまりました。何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願
いします。

はいありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願
い致します

(異議なし)

議案第 4 号番号 14、経営基盤強化促進法許可申請について、異議がない方は挙手
をもってお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号番号 14 は原案どおり可決
致します。

(19 番着席)

引続き残りの議案説明を地元委員をお願いしたいと思います

2 番 議案第 4 号 1 番 2 番につきまして、2 番後藤が説明致します。申請人、譲渡人、
譲受人、記載のとおりでございます。番号 1 につきましては譲渡人がご高齢になり
耕作が出来ないと、地元で規模拡大中の譲受人と使用貸借の 5 年と話がまとまりま
した。

番号 2 につきましては、申請地が譲受人が耕作している農地と隣接し規模拡大中
である為、譲渡人との間に小作契約の話がまとまりました。こちらは、賃借権設
定 5 年ということで、何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願いま
す。

7 番 議案第 4 号 3 番につきまして 7 番の興梠が説明致します。申請人、譲渡人、譲受
人、記載のとおりでございます。譲渡人は申請地の耕作を出来る担い手を探されて

	<p>いたところ譲受人と今回正式に小作契約をされます。何ら問題は無いと思われま す。ご審議よろしく申し上げます。</p>
3 番	<p>議案第 4 号 4 番から 12 まで 3 番の岩本が説明致します。申請人、譲渡人、譲受 人、記載のとおりでございます。番号 4 番から 10 番ですが、譲渡人が高齢の為、 又は亡くなられて、耕作が出来ず耕作される方を探されておりました処、地元で親 子 3 代で農業を営んでおられ、規模拡大中の譲受人とそれぞれ小作契約の話がまと まりました。番号 11 番と 12 番も譲渡し人が高齢、又村外在住で農地管理が出来ず にいましたが、地元で農業を営む譲受人と話が出来ております。</p> <p>何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
12 番	<p>議案第 4 号 13 番につきまして 12 番の浅尾が説明致します。申請人、譲渡人、譲 受人、記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で耕作が出来ずにいたところ、譲 受人と正式な小作契約が出来ました。何ら問題は無いと思われます。ご審議くださ い。</p>
18 番	<p>議案第 4 号 15 番につきまして 18 番の野田が説明致します。申請人、譲渡人、譲 受人、記載のとおりでございます。譲渡人はお勤めに出られおり、耕作が出来な いので作り手を探されておりました。今回、新規就農者で若手の担い手農家の農業を 営む譲受人と、賃借権設定の話がまとまり申請が上がっております。何ら問題は無 いと思われます。ご審議よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>番号 19 から番号 22 まで事務局が説明致します。</p> <p>番号 19 番から番号 22 番までは、先程朗読しましたとおり立野地区の基盤整備事 業に関連した農地中間管理事業で同様の案件となります。行政区等集落で担い手農 家へまとまった農地を農地中間管理事業で集積を行い補助金要綱に該当した場合、 地域へ国庫補助による機構集積協力金が交付されます。</p> <p>今回も立野地区の基盤整備事業を行う上で事業費の個人負担の軽減を図ることを 目的として農地中間管理事業による集積を行います。この補助事業は賃借権設定 に加え、譲渡人本人から熊本県農業公社を経由し自分自身へ使用貸借し補助対象 の面積にカウントが出来る事業でもあり、今回も先月に続き立野地区基盤整備事 業の一部にあたる、この形態の自分から自分へ使用貸借する 4 件を上程いたしま す。</p> <p>来月の総会で残りの担い手農家等へ貸し付ける賃借権設定等、総会に議案上程を 予定しております。</p> <p>以上 何ら問題は無いと思わますのでご審議ください。</p>
議長	<p>はいありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願 い致します</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第 4 号経営基盤強化促進法による許可申請について、異議がない方は挙手をも ってお願い致します。</p>

次に、時効取得の資料をご覧ください。

農業委員会事務局として、10月28日と11月15日に両者への聴き取りと現地調査を行いました。

その結果、登記申請者が当該農地を適正に管理されており、常時耕作が出来る状態にあること、周辺農地に悪影響を与えていないこと、また、今後も耕作を継続していく意思があることを確認しました。

時効取得により、農地に権利移転や設定の登記が行われた旨の通知を法務局から受けた場合、農業委員会は、その事案が取得時効完成の要件を備えているかを調査し、都道府県知事に報告の義務があると、昭和52年8月25日付け、農林省構造改善局長より通知が出ていることから、取得者への聴き取りと現地調査の内容を登記事案調査書にまとめ、熊本県知事に提出したいと考えておりますので、ご審議よろしく申し上げます。

(参考)

- ・裁判による時効取得もある(双方対立) ※共有農地(相続あり)
- ・相続が起きた時を想定しておく
- ・費用負担の方法(税金)
- ・確立された方法ではない

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。

(異議なし)

何もなければ、それでは議案第5号時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書の熊本県知事への提出について異議のない方は挙手をもってお願い致します。

(全員挙手)

議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。

議長 続きまして議案第6号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について審議を行います。事務局に議案の朗読をお願い致します。

はい朗読いたします。議案第6号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について

番号1: 所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX 農振区分は農振白地となっております。

	<p>現況確認日は令和4年7月29日です。</p> <p>続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろの方のページに議案第6号関連の所在地地図を付けております。現地の現況写真も議案書のとおりであります。</p> <p>番号1についてですが、場所は黒川区、旧長陽西部小学校から西側に180mの処にある農地です。申請箇所は既に農地としての利活用はされておらず、10数年放置された現況です。大部分が山林化しており、耕作放棄地で荒廃しており今後も農地としての機能回復は望めない事から、今回非農地判断ということで、上程しております。</p> <p>以上 何ら問題は無いと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。</p> <p>議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>何もなければ、それでは議案第6号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について異議のない方は挙手をもってお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議長 はいありがとうございます。全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、1月の総会の日程を決めておきたいと思ひます。1月10日火曜日10時から行いたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。また、次回の農業委員会憲章の指揮は7番 興梠委員、9番 佐藤委員にお願いしたいと思ひます。その他で委員さんから何かございませんか。なければ事務局から何かございませんか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業料金・農業労賃に関する調査表の依頼。 ・活動記録簿の月6日付け足しの依頼。 ・R5委員改選の合同説明会の件。 ・村集約補助金説明。
議長	<p>以上をもちまして第30回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。これをもって総会を終了させていただきます。どうもお疲れ様でした。</p>

7. 閉会時刻 11時00分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和5年1月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

5番

議事録署名委員

6番
